

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員に対する歩合給は報酬? 賞与?

Q: 当社の給与は固定給のほかに、1月間の各人の売上高に応じた歩合制を採用しており、社長も使用人と同一の基準によっています。このような場合、社長に支給する歩合給も報酬として取り扱ってよいですか。それとも役員賞与になるのでしょうか。

A: 役員報酬として取り扱われます。

【解説】役員に支給する給与は、報酬になるか賞与になるかは、法人税法上、損金(税務上の経費)になるのか、ならないのかという問題になりますので、気になるところです。

さて、役員に対して月俸、年俸等の固定給のほかに支給される歩合給や能率給については、使用人と同一の支給基準によっているときは、役員賞与とはならず、定期の給与(役員報酬)として取り扱われます(法基通9-2-15)。

よって、ご質問の場合、使用人と同一の支給基準によっており、その役員個人の販売実績に応じて計算されているのであれば、役員報酬として取り扱われます。

しかし、その支給が役員個人の販売実績等に応じたものではなく、会社全体の売上高に応じて計算されている場合等には、賞与となりますので、ご注意ください。

